

事業系



ごみ減量



大作戦！！

TOPICS



1. 契約書の提出はお済みですか？
2. 契約書作成のポイント
3. 一般廃棄物は市内処理が原則です

1 契約書の提出はお済みですか？

令和7年度(2025年4月～)の
『産業廃棄物及び一般廃棄物の処理委託契約書』
の受付をおこなっています。

『産業廃棄物及び一般廃棄物の処理委託契約書』とは…？

市のごみ処理施設(①焼却施設②生ごみ・し尿処理場③リサイクルセンター④ごみ処理場)へ搬入する際に締結が必要な契約書です。未締結の場合、ごみの搬入はできません。

- ・「収集運搬業許可業者へ収集運搬を委託する」
- ・「市のごみ処理施設へ直接持ち込む」

いずれの方法でも、市のごみ処理施設を利用する全事業者が市と契約の締結が必要です。どのごみや資源物が、どこへ運ばれて処理されているか排出事業者は責任を持たなければなりません。

事業者の皆さま



収集運搬業者



収集運搬業者(一例)

- ・(有)野田容器
- ・(株)恵庭クリーンサービス
- ・嘉屋興業(株)
- ・(有)荷興物流
- ・北海道建設サービス(株)
- ・リサイクルファクトリー(株)
- ・(公社)恵庭市シルバー人材センター

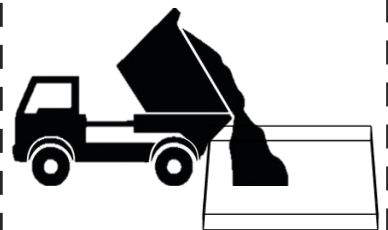
契約

中間処理



焼却施設
リサイクルセンター
生ごみ・し尿処理場

最終処分(埋立)



ごみ処理場(最終処分場)

ココも必要！

契約

市内に民間の産廃処理施設が少ないことから、中小企業への事業者支援として、恵庭市のごみ処理施設では、一般廃棄物処理施設で一般廃棄物と性状の変わらない一部の産業廃棄物のみ、一般廃棄物と合わせて市で処理しています。このことを



【あわせ産廃】

と言います。このような「あわせ産廃」は、どこの市町村でも行っているわけではなく、珍しい取り組みと言えます。

契約書作成のポイント

契約書を作成していると、どのように書いたら良いかわからないことがあるかと思います。そこで、契約書を作成する際のポイントを紹介します。

様式第1号(第4版) 令和7年度 産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書

収入印紙

令和 年 月 日

事業所名 業種

住所 〒

代表者 印

排出場の住所 印

名称

住所 北海道恵庭市京町1番地 恵庭市 印

代表者 恵庭市長 原 田 裕

TEL(必須) FAX

E-mailアドレス

排出場住所 印

送付先住所 〒

自己搬入

搬入車両の台数

搬入車両の台数

産業廃棄物収集運搬許可業者(許可業者の許可証の写しと車両の情報を添付する。)

業者名:

一般廃棄物収集運搬許可業者

業者名:

Point①

Point①

恵庭市のごみ処理施設に搬入する車両及び、収集運搬業者を記載します。全ての産業廃棄物を恵庭市外の処理施設に搬入する場合は記載する必要はありません。

例) 産業廃棄物は別の市町村、一般廃棄物は恵庭市に搬入する場合は産業廃棄物収集運搬許可業者の欄に記載する必要はありません。

Point②

恵庭市のごみ処理施設に搬入する予定の量を記載します。恵庭市との契約ですので恵庭市以外のごみ処理施設に搬入する予定の量を記載する必要はありません。

例1) 出る予定の産業廃棄物が1,000kgである場合は1,000kgと記載します。

例2) 収集運搬業許可業者に資源物の収集運搬を委託しているが、許可業者が資源物を恵庭市の施設に搬入していない場合は数量を記載する必要はありません。

Point③

紙くず・木くず・繊維くずは、業種指定のある産業廃棄物です。該当する業種以外から排出される場合は一般廃棄物となりますのでご注意ください。

詳細は事業者向け分別の手引きをご確認ください。

※不燃も同様です。

事業者向けの分別手引き



Point④

恵庭市は産業廃棄物である動植物性残渣の受入を行っておりません。食料品製造業で出た、原料として使用した動物・植物の不要物は市の処理施設以外で処理されているため数量を記載する必要はありません。

Point⑤

どのごみが、どこへ運ばれているか確認しましょう！

【委託業務の内容】

契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

支払方法 ☐ 現金納付 ☐ 収事業費払い(一括納付) ☐ 口座引き落とし(一括納付) ☐ 納入通知書払い(上記の支払い方法で対応できない場合のみ)(一括納付)

搬入先 種類 年間予定量 単価(10kg換算価格)

産業廃棄物(可燃) 紙くず 400円/10kg (384円/10kg)

一般廃棄物(可燃) 紙くず 240円/10kg (216円/10kg)

産業廃棄物(不燃) 紙くず 510円/10kg (486円/10kg)

産業廃棄物(可燃) 紙くず 240円/10kg (216円/10kg)

産業廃棄物(不燃) 紙くず 510円/10kg (486円/10kg)

産業廃棄物(可燃) 紙くず 240円/10kg (216円/10kg)

産業廃棄物(不燃) 紙くず 510円/10kg (486円/10kg)

生ごみ・産業廃棄物 紙くず 110円/10kg (100円/10kg)

資源物 紙くず 120円/10kg (110円/10kg)

【産業物の処理について】(恵庭市に産業廃棄物の処理を委託する場合のみ記載)

搬入産業物の有無 ☐ 無 ☐ 有

搬入産業物の性状及び廃棄に関する事項

ア. 産業廃棄物の性状及び廃棄に関する事項

イ. 通常の保管状況下での腐敗、発酵等産業廃棄物の性状の変化に関する事項

ウ. 他の産業物との混合等により生ずる支障に関する事項

エ. 日本産業規格JIS S 5050に規定する含有マークが付されたものである場合には、含有マーク表示に関する事項

オ. 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

カ. その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

※本契約を締結していない場合は、市のごみ処理施設での産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の受入れはできません。

Point③

Point②

Point④

一般廃棄物は市内処理が原則です

一般廃棄物は原則市外に搬出できないごみです。

一般廃棄物はごみが発生した自治体に統括的な処理責任があるため、原則市外へ運搬することができません。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

恵庭市の施設では受け入れ・処理ができない一部の一般廃棄物に限り、市外搬出となります。

その場合には搬出先の自治体との調整が必要になるため、事前に恵庭市へご相談ください。



例えば…

新築工事で出た木くず



産業廃棄物



市外搬出できる

事務所から出た木くず



事業系一般廃棄物



市外搬出できない

❌ 事業のごみは**市の家庭ごみ収集で回収できません。**

自身で搬入するか、収集運搬業許可業者をご利用ください。

条例により事業系ごみを家庭ごみに混ぜ収集に出すことで、不正にごみ処分手数料の徴収を免れた場合は、その金額の5倍に相当する金額(金額が5万円を超えないときは5万円)の過料が科されます。

【恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第30条の2第2項】

発行元

恵庭市生活環境部ゼロカーボン推進室廃棄物管理課

TEL:0123-33-3131 FAX:0123-33-3137

MAIL:haikibutsu@city.eniwa.hokkaido.jp

恵庭市公式
YouTube

